

建設経済常任委員会記録

日時 令和8年6月8日（月）

場所 第三委員会室

午前 10 時 00 分 開 会

○佐藤喜紀委員長 ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されております案件は、お手元に配付の次第のとおり、議案5件であります。それでは順次、審査を行います。

議第59号 物品の取得について（除雪ドーザ）

○佐藤喜紀委員長 それでは、議第59号物品の取得について（除雪ドーザ）を議題といたします。

当局の説明を求めます。土木課長。

○土木課長 議第59号物品の取得について（除雪ドーザ）についてご説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

冬期間の交通渋滞の緩和と通行の安全確保を図るため、除雪ドーザを更新し、取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

1 番、取得の目的は除雪ドーザ(11 t 級、車輪式)の購入になります。

2 番、取得物品は、除雪ドーザ 1 台。

3 番、取得の方法は、条件付き一般競争入札による取得となります。

4 番、仮契約年月日は、令和8年5月12日となります。

5 番、取得金額は、2,068万9,460円となります。この金額には消費税に加え、自賠責保険料が含まれております。

6 番、取得の相手方ですが、酒田市広野字中曽美 1 番地 1、コマツ山形株式会社庄内支店、支店長帯刀洋喜氏となります。

7 番、納入期限は、令和9年3月31日となります。

次のページが仮契約書になります。

次のページが物品入札調書でございます。

次のページになりますけれども、大型車両の写真を添付しております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤喜紀委員長 これより質疑を行います。

質問、意見はございますか。

（な し）

○佐藤喜紀委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（な し）

○佐藤喜紀委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第59号物品の取得について（除雪ドーザ）は、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○佐藤喜紀委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり決しました。

議第60号 物品の取得について（ロータリ除雪車）

○佐藤喜紀委員長 次に、議第60号物品の取得について（ロータリ除雪車）を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。土木課長。

○土木課長 それでは、議第60号物品の取得について（ロータリ除雪車）についてご説明申し上げます。座って説明させていただきます。

冬期間の交通渋滞の緩和と通行の安全確保を図るため、ロータリ除雪車を更新し取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1 番、取得の目的は、ロータリ除雪車（2.2m級）の購入になります。

2 番、取得物品は、ロータリ除雪車1台でございます。

3 番、取得の方法は、条件付き一般競争入札による取得となります。

4 番、仮契約年月日は、令和8年5月12日となります。

5 番、取得金額は、6,226万9,460円となります。この金額については、消費税に加え自賠責保険料が含まれております。

6 番、取得の相手方ですが、酒田市両羽町9番地の4、太洋自動車工業株式会社、代表取締役加藤成氏となります。

7 番、納入期限は、令和9年3月31日となります。

次のページは仮契約書になります。

次のページが物品入札調書となります。

次のページが大型車両の写真でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤喜紀委員長 これより質疑を行います。

質問、意見はございますか。

（な し）

○佐藤喜紀委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（な し）

○佐藤喜紀委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第60号物品の取得について（ロータリ除雪車）は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤喜紀委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第60号は原案のとおり決しました。

議第61号 請負契約の締結について（第一・第二川南アパート解体工事）

○佐藤喜紀委員長 次に、議第61号請負契約の締結について（第一・第二川南アパート解体工事）を議題といたします。当局の補足説明を求めます。建築課長。

○建築課長 議第61号請負契約の締結について（第一・第二川南アパート解体工事）について説明させていただきます。

1、工事名、第一・第二川南アパート解体工事。

2、工事場所、酒田市若宮町一丁目24番1号、2号。

3、仮契約の方法、条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）となっております。

4、仮契約年月日、令和8年5月22日。

5、仮契約金額、1億8,700万円（税込み）となっております。

6、仮契約の相手方、酒田市幸町一丁目6番6号、林建設工業株式会社、代表取締役林光浩一郎氏となっております。

7、工期ですけれども、契約締結の日から令和9年1月29日までとなっております。

次のページが仮契約書となっております。

次が入札調書でございます。

次のページが川南アパート第一・第二号棟の解体の部分の位置図でございます。

以上、私からは説明を終わらせていただきます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○佐藤喜紀委員長 これより質疑を行います。

質問、意見はございますか。

(なし)

○佐藤喜紀委員長 ないようですので質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(なし)

ないようですので討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第61号請負契約の締結について（第一・第二川南アパート解体工事）は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤喜紀委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第61号は原案のとおり決しました。

議第62号 請負契約の変更について（令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その1））

○佐藤喜紀委員長 次に、議第62号請負契約の変更について（令和7年度農地・農業用施設災

害復旧事業農地等災害復旧工事（その１））を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長 それでは、議第62号請負契約の変更について（令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等復旧工事（その１））についてご説明いたします。タブレット操作のため着座にて説明させていただきます。

1 ページ目でございます。1、工事名、令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その１））でございます。

2、工事場所でございますが、酒田市宮海地内ほかでございます。

3、仮契約の方法でございますが、変更契約でございます。

4、仮契約年月日は、令和8年5月19日でございます。

5、仮契約金額、変更前4億955万9,700円（税込み）です。変更後4億2,328万5,500円（税込み）となっております。

6、仮契約の相手方でございますが、酒田市穂積字尻地233番地、大場建設株式会社、代表取締役大場清悦氏でございます。

7、工期でございますが、令和7年6月25日から令和8年12月21日まででございます。

次のページには仮契約書を添付してございます。

3 ページ目でございます。変更は7月に完成が見込まれる刈屋の一部地区において新たな梨の木や棚の設置作業を開始していただくべく、復旧した農地を地権者へ引き渡すため、当該地区の数量や費用を確定させることを目的とするものでございます。

このページは主な変更内容となる伐木除根工の増工に係る平面図でございます。

資料右上の着手前写真と、左下施工中写真をご覧ください。工事着手前は現地に土砂や流木等が堆積するとともに、破損した棚が横たわるなど梨の木の被災状況の把握が困難でありましたが、現地作業が進み、被災木の状況把握が可能となりましたので、変更において1万289平方メートルの伐木除根工を増工するものでございます。

以上、ご審査くださいますようお願いいたします。

○佐藤喜紀委員長 これより質疑を行います。

質問、意見はございますか。

（なし）

○佐藤喜紀委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（なし）

○佐藤喜紀委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第62号請負契約の変更について（令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その１））は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（異議なし）

○佐藤喜紀委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第62号は原案のとおり決しました。

議第63号 請負契約の変更について(令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事(その8))

○佐藤喜紀委員長 次に、議第63号請負契約の変更について(令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事(その8))を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長 それでは、議第63号請負契約の変更について(令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等復旧工事(その8))についてご説明いたします。

1、工事名ですが、令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事(その8))でございます。

2、工事場所でございますが、酒田市小林地内ほかでございます。

3、仮契約の方法でございますが、変更契約でございます。

4、仮契約年月日は、令和8年5月19日でございます。

5、仮契約金額、変更前は2億8,949万4,700円(税込み)でございます。変更後につきましては、2億6,241万9,300円(税込み)でございます。

6、仮契約の相手方につきましては、酒田市東町二丁目1番地7、大井建設株式会社、代表取締役大井慎一郎氏でございます。

7、工期でございますが、令和7年8月12日から令和8年12月21日まででございます。

次のページには仮契約書を添付してございます。

次のページをご覧ください。変更は7月に完成が見込まれる山寺地区において、営農を開始していただくべく、復旧した農地を地権者へ引き渡すため、当該地域の数量や費用を確定させることが目的であり、併せて各地区に共通した堆積土砂のダンプ運搬費の変更を行うものでございます。このページは、主な変更内容となる堆積土砂の運搬先の変更に係る位置図を掲載してございます。変更前の運搬先である松山多目的運動公園及び本楯農村広場を青色へ、変更後の運搬先である新溜親水広場及び檜橋残土置場を黄色で表示しております。

工事を含む全ての農地復旧工事における堆積土砂の状況を個々に勘案し、運搬先を見直すもので、変更において、ダンプ運搬費を減工するものでございます。

以上、ご審査くださいますようお願いいたします。

○佐藤喜紀委員長 これより質疑を行います。

質問、意見はございますか。

(なし)

○佐藤喜紀委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○佐藤喜紀委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第63号請負契約の変更について(令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事(その8))は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤喜紀委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第63号は原案のとおり決しました。

以上をもちまして本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、審査報告書の作成については正副委員長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤喜紀委員長　ご異議なしと認めます。

よって審査報告書の作成は、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前 10 時 18 分　閉　会